

(目的)

第1条 この規程は、青森県警察本部（以下「警察本部」という。）の文書の用語を統一することにより、文書事務の簡素化を図ることを目的とする。

(統一用語)

第2条 訓令、通達及びその他部内における文書の統一用語及びその意義は、次の各号のとおりとする。ただし、別に定めのある場合は、この限りでない。

- (1) 所属 警察本部の部（総務室を含む。）、課、隊、所及び警察学校並びに警察署をいう。
- (2) 附置機関 所属に付置した室及び隊をいう。
- (3) 所属長 所属の長の総称をいう。
- (4) 部課長 警察本部の所属の長、首席監察官、首席参事官、参事官、理事官及び監察官の総称をいう。
- (5) 課長等 警察本部の課長、隊長、所長、理事官、監察官及び警察学校長の総称をいう。
- (6) 調査官等 青森県警察組織規則（昭和36年11月青森県公安委員会規則第15号）第26条の規定に基づいて置いた調査官等の総称をいう。
- (7) 次長等 所属の次長、副隊長、副所長、副校長及び副署長の総称をいう。
- (8) 係長等 係長、班長、小隊長、主査及び分駐隊長の総称をいう。
- (9) 課（係）長等 次に掲げる警察署の職の総称をいう。

ア 課長

イ 係長

ウ 課長及び係長の配置されていない係の主任

(準用規定)

第3条 前条の規定は、警察署の文書に準用することができる。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成22年本部訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。